

佐々木委員

まず、県営住宅の課題について質疑させていただきたいと思います。

住宅の困窮者のために非常に大事な県営住宅であります。私の地元である相模原市の上溝団地につきまして質問させていただきます。

この上溝団地については、今、建替えの計画があるというふうにお伺いしておりますけれども、平成12年に全区域において募集停止をした理由、これについてお伺いします。

住宅課長

建替え計画についてでございますが、平成18年4月からスタートした県営住宅ストック総合活用計画では、既存ストックの長期有効活用を基本方針としています。県営住宅の建替えは建設後おおむね50年を経過した団地や、団地の規模や立地、敷地の形状などから、上溝団地を含めた15団地を位置付けたところでございます。その15団地の中では、建設年度が新しい上溝団地については、平成18年度から27年度の10箇年の中の、後半以降に順次着手を目指す団地として位置付けております。今後、上溝団地の事業の実施に向けては団地自治会や入居者との調整、地元相模原市と道路や公園などの公共施設について協議、調整をする必要があります。これらを踏まえて、着手時期を明確にしたいと思っております。

こうした中で、ストック総合活用計画に位置付けられてまだ着手していない上溝団地を含むすべての団地につきましては、計画期間であります平成27年度までに着手していきたいと考えています。

佐々木委員

平成12年に募集を全部停止した理由をお伺いします。

住宅課長

委員御質問のとおり、平成12年12月から事業実施に先立って募集の全面停止をした経緯がございます。しかし、平成18年3月に策定した県営住宅ストック総合活用計画において、上溝団地の建替えが位置付けられました。そこで、具体的な建替えの着手までまだ時間がございますので、県営住宅の有効活用を図る観点から、一部区域を除いて平成17年度、18年度から空き家の募集を一部再開したところでございます。

佐々木委員

平成12年に全部停止した理由になっていないのではないかと気がします。

では、今後の建替えの具体的な着手時期は平成27年度でよろしいでしょうか。

住宅課長

着手時期につきましては、平成27年度に着手したいというふうに考えております。

佐々木委員

平成17年度、18年度に、上溝団地につきまして一部区域を残して募集再開をした理由を教えてください。

住宅課長

建替え事業を円滑に進めるために、現在、団地に居住されている方々の工事期間中の仮設住宅または工事のストックヤードとして確保するために募集を停止しました。平成12年当時の公営住宅ストック総合活用計画の中で全面停止をしたわけですが、その後、平成18年の3月に策定したストック総合活用計画の中で再度見直した結果、平成27年度までに着手する団地に位置付けられ、工期が非常に遅くなるということで、平成17年度、18年度の時期に一部募集停止を解除したという経緯でございます。

佐々木委員

ということは、平成12年に全部停止したときに前提としていた建替え計画が変更になったのか、あるいは建て替え計画が間違っていたのか。また、何のために平成17年度、18年度に再開したのか。それは前の計画が変更になったということですか。

住宅課長

当初、平成12年当時のストック総合活用計画の中では、かなり早い段階での着手を計画しておいたものが遅れまして、現在は平成27年度着手予定となっております。そういう中で、ストック総合計画が見直される時期に合わせて、ここで一部募集の再開をしたというふうなことでございます。

佐々木委員

平成12年に全部停止して、平成18年度に一部それを再開したということは、約6年間県有財産がそのまま放置されていたということになるわけです。県有財産ですから、そういうところを有効活用、工夫して、全部停止にするのではなくて、最初から一部については募集を行うとか、そういう計画にできなかったのかどうか。それについて教えてください。

住宅課長

平成12年当時は、まだ平成27年度に着手ということではなくて、もっと早い時期に着手する計画であったわけでございます。そういう中で、ストック総合活用計画を平成18年3月ですから、平成17年度から作業に入ったわけですが、そういう見直しの中で少し時間が長過ぎるということから見直しを行ったものでございます。

佐々木委員

平成18年度にストックヤード計画が見直されたというのは分かりました。ただ、平成12年の段階で、もっと早く建て替える計画だった理由を教えてください。

住宅課長

当時はまだ予算関係も、ある意味においては潤沢でございまして、そういう中で順次古い建物、老朽化したものから建替えを進めようと計画しておいたわけですが、実際は工事が遅れ、予算の関係などから見直しが行われたということでございます。

佐々木委員

県内で全部停止をした場所、それから一部募集再開をした場所は何箇所ありますか。

住宅課長

今、上溝団地を含めて27団地になります。内訳は、建替え団地と用途廃止をした団地ということになります。

佐々木委員

27団地が一度は全部停止をしたんですね。

住宅課長

募集停止時期については、平成12年に全部ということではなく、今現在募集停止をしている団地でございます。

佐々木委員

県有財産でありますので、私は今後、計画的に最大限活用していただいた方が良いというふうに思っております。

地元にありますと、県営住宅に入りたい人はたくさんいるわけでありますので、6年間も全部停止で平成17年度、18年度にまた一部再開するというのは、県有財産としては有効活用されていないのではないかという気がいたしますので、その辺をよく工夫をして、少しでも県民が県営住宅を利用できるような取組をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、消防法が改正されまして、県営住宅について火災報知機の設置が義務づけられていると思いますが、火災報知機の設置経費について、入居者が負担するのか、それとも県の方が負担するのか、その辺を聞かせてください。

住宅課長

消防法は平成16年6月に改正されております。

少し背景について述べさせていただきますと、建物火災は全国で年間約3万件以上発生しております。そのうち約6割を住宅火災が占め、死者数の約9割が住宅火災によるものです。これは、火災に気が付くのが遅れたことが原因とされております。こういう背景のもとに、住宅にも火災警報機の設置が義務付けられたところでございます。

この設置につきましては、県営住宅の管理者である県の負担により、全戸に設置してまいります。

佐々木委員

たくさん住宅がありますので一度に全部というわけにはいかないのですが、その計画はどうなっているのか、いつまでに全部完了するのか、その辺を教えてください。

住宅課長

平成18年度から一部設置工事を始めております。平成19年度についても今、9,000戸余りの予算要求をしておるところでございます。県では、平成18年度から開始しまして、遅くとも平成23年の5月までに、約4年間ですべての住戸について完了するように順次進めているところでございます。この平成23年5月までとしている根拠は、法律は平成16年6月に公布されましたが、施行が平成18年6月になっております。その中で、新築については施行日からすぐ施行されるわけですが、既存の建物とか、工事中のものについては5年間の猶予があるということで、最大限延ばしたところで平成23年5月ということになります。

佐々木委員

全面設置されるまでに4、5年かかるようでありますけれども、個人で負担してしまうような場合もあると思います。その辺の周知徹底を地元自治会の活用など、工夫してやっっていच्छやるのかどうか、お伺いします。

住宅課長

昨年から順次、設置工事を進めているところですが、委員お話しのとおり、すべての戸で完成するまでには4年という長期間が必要になります。そこで、県営住宅の入居者の方々への周知方法についてですが、県が順次、火災警報機を設置することについて、入居者向けのチラシなど、または階段下にあります掲示板などで周知を図っていきます。

なお、既存住宅における設置工事に関しては、説明会の開催や周知文掲示等により、引き続き入居者への周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

佐々木委員

もし、周知が徹底されなくて、個人で設置してしまった人がいた場合というのは、どういった対応をするのでしょうか。

住宅課長

その場合に県が補てんするという考えはございません。

佐々木委員

分かりました。先ほども申し上げましたように、県営住宅は本当に県の財産でありますので、しっかりとその有効活用というものをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、圏央道の関係の質問をさせていただきます。

先日、あきる野インターチェンジから八王子ジャンクションまで開通しまして、関越道と中央道が結ばれて、圏央道としての姿が見えてきたわけでありまして、私の地元である相模原市でもさがみ縦貫道路の建設が今着々と進められているわけでありまして、さがみ縦貫道路については既にいろいろなパンフレットも出ておりますけれども、完成目標年度について教えてください。

県土整備部参事（国道調整担当）

さがみ縦貫道路の完成目標年度につきましては、平成17年11月に国が公表いたしました圏央道の目標宣言プロジェクトにおいて区間ごとに示されてございます。南側から順に申し上げますと、現在供用しております新湘南バイパスと接続する西久保ジャンクションから海老名北ジャンクション、東名高速道路と接続するジャンクションですが、その間9.4キロメートルにつきましては平成22年度の供用を予定しております。また、先ほど申しました東名高速道路と接続する海老名北ジャンクションから海老名北インターチェンジ間の1.9キロメートルにつきましては、それより1年早い平成21年度に予定をしているところでございます。

続いて、海老名北インターチェンジから相模原インターチェンジまでの10.1キロメートルにつきましては、平成22年度、さらに、相模原インターチェンジから都県境を越えまして、八王子南インターチェンジまでの14.7キロメートルにつきましては、平成24年度の供用予定となっております。

佐々木委員

その目標は分かりましたけれども、進ちよく状況はいかがでしょうか。

県土整備部参事（国道調整担当）

さがみ縦貫道路の平成18年度末の進ちよく率でございますが、まず、用地の取得につ

きましては、茅ヶ崎市から厚木市までの南側区間については約9割、また、愛川町、城山町までの北側区間につきましては、約6割を超えておりまして、一部難航している箇所はございますが、着実に用地買収は進められております。

次に、工事でございますが、用地の手当てができたところから順次工事に着手しておりまして、南側、北側区間とも全線にわたりまして、沿線すべての市町において高架橋の工事ですとかトンネルの工事等を展開しております。例えば、先ほどの相模原市におきましては、相模原インターチェンジの橋りょう工事を現在進めているところでございます。今年度も引き続き事業用地の取得を鋭意進めながら、現在施工中の工事等を推進していくと、事業者である国土交通省、中日本高速道路(株)から伺ってございます。

佐々木委員

このさがみ縦貫道路の整備によりまして、様々な効果がもたらされることを県民は非常に望んでいるわけでありまして。まず、さがみ縦貫道路、圏央道全体でも構わないのですけれども、これは交通渋滞の切り札というふうに言われているわけでありまして、交通渋滞の緩和についての予想、あるいは具体的な数値目標がありましたら、教えてください。

県土整備部参事（国道調整担当）

委員御指摘のとおり、これまで湘南から県央、県北地域にかけてまして、南北方向の幹線道路というものが不足しておりましたため、例えば、国道16号ですとか、国道129号などに自動車交通が集中し、慢性的な交通渋滞が発生しているところでございます。さがみ縦貫道路が整備されますと東名高速、中央高速などとの高速道路のネットワークが形成されるとともに、この地域での南北方向の新たな交通軸が形成されることで、国道16号ですとか国道129号に集中しておりました自動車交通が転換し、交通渋滞の緩和が図られるものと考えております。例えば、国道129号では現況交通のおおむね2割から3割がさがみ縦貫道路に転換し、主要渋滞ポイントの交通混雑が緩和されると聞いております。

佐々木委員

それから、地域経済の活性化という観点もあると思うのですが、具体的に経済効果について数値がありましたら、教えてください。

県土整備部参事（国道調整担当）

例えば、城山町から厚木インターチェンジまでの移動時間、これが約20分になり、現在よりも約40分短縮され、拠点間の移動時間が非常に短縮されるといったような効果が想定されておりまして、先ほど言いました渋滞の緩和ですとか、交通環境の改善、あるいは広域的な交通利便性の向上といった、様々な効果がもたらされるというふうに考えてございます。

なお、国土交通省の試算によりますと、海老名北インターから八王子ジャンクション間の開通で、年間約1,000億円に相当する経済効果があるというふうに聞いてございます。

佐々木委員

環境問題で、二酸化炭素の削減について、予想数値があるかどうか教えてください。

県土整備部参事（国道調整担当）

同じく国土交通省の試算によりますが、先ほど言いました海老名北インターから八王

子ジャンクションの開通によりまして、二酸化炭素の削減が年間当たり約10万トン削減されるというふうに試算されているということを聞いております。

佐々木委員

さがみ縦貫道路の整備によって地域の活性化が期待されるわけではありますが、本当に県民が望んでいるのは完成目標年度までにやり遂げるということだと思います。しっかりとその辺を取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いをします。

続きまして、さがみ縦貫道路に関しての質問でありますけれども、それが整備されますと人や物の流れが大きく変わると思います。既に先日の委員会での石井委員の質問にも若干ありましたが、具体的にこのさがみ縦貫道路はもうインターチェンジがどういうふうにできるか、そういうことが明確になっているわけでありますので、インターチェンジ周辺に産業立地ニーズとかそういうものが高まってくることが予想されます。そうなったときのインターチェンジ周辺の土地利用についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

あの地域は大半が市街化調整区域になっておりますけれども、その中で、先日も御説明がありましたように、第6回の線引き見直しの中で規制の見直しをもう進めているというふうにお聞きしておりますけれども、そのインターチェンジ周辺の土地利用について教えてください。

都市計画課長

委員お話しのように、現在鋭意整備を進めておりますさがみ縦貫道路、またそのインターチェンジに接続する4車線の幹線道路、この完成が数年後に見込まれておりまして、首都圏の物流等を支える交通基盤は目に見える形で整いつつあるという状況でございます。このような点に着目いたしまして、今回の線引き見直しの中では、4車線道路の沿道、これについては産業系土地利用を推進する適地として優先的に産業系市街地整備を図っていくべきということを、基本的な考え方の一つとしてしっかりと明記したところでございます。

具体的な見直し基準といたしましては、計画対象区域をインターチェンジからおおむね5キロメートル以内に位置する4車線道路沿道とするなど、市街化区域への編入基準ですとか、保留区域の設定基準というようなものを示して、誘導してまいりたいというふうに思っております。

佐々木委員

具体的に、その沿道の市町村からこれから様々な要望が出てくる、既にあるのかもしれないんですけれども、市町村との調整をどのように図っていくのか、その辺をお伺いします。

都市計画課長

既に、市町とこの3月と6月に個別の調整会議を開催させていただいているところでございます。そういう中で、市町の方からは、インターチェンジ周辺の産業系の市街整備を行いたいというような御要望をもう既に受けております。そういうお話が出ますと、私どもといたしましては、まず市町の方の産業活動の将来の見通しがどうなのかというのをお聞きして決めることとなります。

それから、お話がありました個別具体の地区につきまして、市が定めようとしております都市のマスタープラン、将来の産業系市街地整備の考え方について、個々具体の整備箇所がどのような位置付けになっているかと、そのようなこともお聞きしてまいりたい。このような市町のお考えを受けまして、県といたしましては、産業系だけではありませんで、自然環境などに関する調整も必要ですので、関係部局や国と調整するようなことになると思います。

これは今後の話でございますが、このように県といたしましては、まずは地域の皆様の実情をよくお聞きして、広域的な観点から調整を進めていくと、そういうような手順で進めてまいりたいと思っております。

佐々木委員

産業立地を進めていく中で、いわゆる大店法も改正になりましたが、地域で昔から商業を営んでいる方、それとその小さい商店街があるからそこに移り住んだ方、そういう方もいるわけでありますので、こういう大きな事業があると、そういう方々が非常に不安になってきてしまうということもあると思うのです。そういうこともよく考えていただいて、そういう地域に昔からいらして頑張っている商店、商店街、その地域の人たち、そういう人たちのことも考えた、そういう立地計画にさせていただきたいと思っておりますが、その辺の考え方について具体的にお話してください。

都市計画課長

今、お話しのとおり、インターチェンジ周辺だけに大規模な商業施設、ショッピングモールなどが建設されますと、まちの中心市街地が衰退するというような状況が懸念されます。そういう中で、まちづくり三法が平成10年の制定から徐々に改正が行われてきているところでございますが、全国的にこうした状況になったことから、平成18年に都市計画法が改正されておまして、従来は1万平方メートル以上の大規模な集客施設が立地できる用途地域は6用途地域あったのですが、今年の11月からは3用途地域に限定されます。

本県でもこのような法改正の趣旨を踏まえまして、インターチェンジ周辺の幹線道路沿道に産業系の市街地を誘導する際には、その中に誘導していく用途といたしましては、工業、流通業務、それから研究開発などの用途に限定しております。このような趣旨から、ショッピングモールのような大規模集客施設というものは、誘導しないというような方針で臨んでまいりたいと思っております。

佐々木委員

地域にもともと住んでいた方に優しい、そういう立地計画を今後も進めていただきたいと思っております。土地利用については住民の方が非常に期待をしておりますし、目標年度までの着工を含めたそういう地域の方々との調整も、しっかりと県が中心となつて行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、道路に関連して、津久井広域道路についてお伺いさせていただきたいと思っております。

相模原市は旧津久井4町が合併して、今、70万都市として政令市に向かっているというような状況でありますけれども、この津久井広域道路が津久井旧4町と旧相模原市と

統合していく中で、極めて重要な道路、本当に大事な道路だと私は思っております。その計画概要につきまして、まずはじめにお伺いします。

道路整備課長

津久井広域道路は相模原市の国道16号、橋本五差路からさがみ縦貫道路の（仮称）城山インターチェンジを経て中央自動車道の相模湖インターチェンジに至る、総延長約20キロメートルの路線として計画をしております。この路線は県北地域における東西方向の連絡を強化するとともに、さがみ縦貫道路などと連携して広域的な幹線道路網を形成する路線であり、新たな相模原市の発展に重要な役割を担うものと認識しております。

佐々木委員

整備状況について教えてください。

道路整備課長

津久井広域道路につきましては、優先度の高い区間から順次段階的な整備に取り組んでいるところでございます。

まず、さがみ縦貫道路のアクセス道路にもなっていることから、新小倉橋の前後延長約5.4キロメートルの区間につきまして重点的な整備に取り組んでおります。このうち、新小倉橋を含む約1.3キロメートルの区間は平成16年3月に供用開始をしております。また、津久井広域道路が相模湖を渡る勝瀬橋につきましては老朽化が進み幅員も狭小であったことから、架け替え事業に取り組ましまして、平成18年、昨年11月に新たな勝瀬橋を供用したところでございます。

佐々木委員

その事業の中で、現在、事業中ですけれども、県道厚木愛川津久井線までの区間から西側に向かって国道412号までの延伸が非常に望まれているわけでありまして、延伸区間についての取組状況をお聞きします。

道路整備課長

県道厚木愛川津久井線から国道412号までの延長約3.4キロメートルの区間につきましては、これまで県と地元の市町で検討委員会を設置いたしまして、ルート、構造等の検討を重ねてまいりました。その検討結果がまとまりましたので、今年2月には地域の皆様を対象に説明会を開催したところでございます。

この説明会での御意見、御要望として、例えば、当面は計画の4車線ではなくて、2車線で良いから早く完成してほしい、あるいは周辺の土地利用を考えたいので路線の計画を早期に確定してほしいといった御要望、あるいは騒音や排水などの周辺環境に与える影響に配慮してほしいといった御意見をいただきましたが、計画そのものに対する反対の御意見はなく、基本的なルート、構造につきましては御理解をいただけたものと考えております。現在、この説明会の御意見を踏まえ、動植物の現地調査を進めているところでございます。

佐々木委員

地元説明会も行って、地元の理解も得た上でやっているとしますので、更にしっかりと完成に向けて努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

それからもう一つ、続きまして、津久井湖にかかる三井大橋というのがあるのですが、そこは自転車も通りますし、あるいは歩道がなくて、朝の通学の子供たちが非常に危ない。そういうことを踏まえて事業計画を進めていただいていると思いますが、三井大橋の現状について確認をさせていただきたいと思います。

道路管理課長

三井大橋の現状でございますが、現在の橋は昭和39年に竣工しておりまして、橋長が211.8メートル、幅員が5.5メートルの津久井湖にかかる橋りょうでございます。三井大橋は県道長竹川尻線の橋でございます、この路線は国道413号と並びまして、相模原市の津久井地区から橋本方面を結んでいるということで、朝夕の通勤通学時には非常に車が混んでいるというような状況でございます。委員のお話にもありましたように、歩道の設置がされていないというような状況で、車道の幅員も狭いために歩行者にとって非常に危険な状態が続いておりますので、現在、県の方で歩道の整備を進めているところでございます。

佐々木委員

今後の整備予定の具体的なスケジュールについて教えてください。

道路管理課長

歩道の整備でございますが、現況の橋に歩道の設置をできないか、あるいは交互通行ができないか、いろいろな検討をした結果、平成16年度の予備設計の中で、今の橋の下流側に新しい単独の歩道橋を架けるといふ計画を判断したものでございます。現在でございますが、平成16年度に概略のタイプを決定した後に、平成17年度から18年度の間に詳細な設計を行ってきて、その一方で平成16年度から19年度にかけて、地元に対して3回の説明会を行ったところであります。現在、今年度の工事着手に向けて準備を進めているところでございます。

佐々木委員

毎朝、危険な状態が続いているのは今も変わりありませんので、しっかりとこの事業を実施し、早期完成させていただくことを強くお願いさせていただきます。

最後に、私の方から6月24日の神奈川新聞に掲載をされました湖底の土砂による海岸保全について伺います。私の地元の相模湖の底から土砂を移動して、侵食が激しい相模湾の海岸保全をしていくという計画がされているという記事だったんですけども、この内容について概略の御説明をお願いします。

県土整備部参事（なぎさづくり担当）

この記事は、深刻化する相模湾の海岸侵食対策としまして、神奈川県を取組を紹介したものでございますけれども、総合的土砂管理の観点からいわゆる山、川、海の土砂の連続性をとらえたなぎさづくりに取り組んでおりまして、これは養浜を主体として、砂浜の回復に取り組んだというようなことでございます。その養浜を大規模に行うに当たりましては、養浜材料の安定的な確保が必要でありますので、その一つとして企業庁が行っております相模ダムのしゅんせつ土砂を利用しまして、茅ヶ崎海岸などの大規模養浜として侵食対策を実施するというところでございます。

この記事にございます内容は、当面平成19年度から22年度までの間、しゅんせつした

土砂の運搬にかかわる経費を企業庁と県土整備部がそれぞれ2分の1ずつ負担しまして、おおむね年間約3万立方メートルの土砂を県土整備部の方で運搬、養浜するというところで、今年度当初に協定を締結したということでございます。

今後、これに基づきまして、海岸での効果とか、環境への影響などを検証しながらダムしゅんせつ土砂による養浜に取り組む考えであります。

佐々木委員

非常に大事な事業だと思いますので、しっかりと進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質疑を終らせていただきます。

佐々木委員

当委員会に付託されました議案につきまして、公明党神奈川県議団として賛成の立場から、個別の取組につきまして意見を申し述べさせていただきます。

まず1点目、県営住宅の諸課題についてであります。県営住宅は住宅困窮者のために低家賃の住宅を提供するという貴重な役割を担っているわけでございます。世の中の変化とともに、いろいろと今日的な課題の解決も迫られている中で、今後とも住宅に困窮する県民の皆さんのために、様々工夫してきめ細かな対応をしていただくよう要望いたします。特に今後、建替え事業に当たって、再度、募集停止をしていく場合は、必要最小限にとどめていただくよう要望いたします。

2点目、さがみ縦貫道路の整備についてであります。さがみ縦貫道路の整備が進むことにより、県土構造の骨格が大きく変わり、県内の経済や社会活動に多大なインパクトを与えるものと期待されております。県民にとって重要な、また必要な道路として、完成予定年度に向けて着実に進むよう取り組んでいただきたいことを要望いたします。

3点目、さがみ縦貫道路のインターチェンジ周辺の土地利用についてであります。さがみ縦貫道路の沿道の市町ではインターチェンジを活用した新たな土地利用を期待しております。地域住民も期待と不安があると思います。県としても積極的に市町との調整を進めるようお願いいたします。

4点目、津久井広域道路についてでございます。津久井広域道路は新たな相模原市の東西方向の連絡を強化するとともに、さがみ縦貫道路などと連携して広域的な幹線道路網を形成する路線であり、今後の相模原市域の発展に重要な役割を担う道路であると考えられております。引き続き、事業中の区間の整備促進を図るとともに、西側への延伸区間についても、事業化に向けた積極的な取組を要望いたします。

5点目、三井大橋の歩道整備の進ちょく状況についての要望でございます。津久井湖にかかる三井大橋は歩道がなく車道も狭いため、学童の通学や一般の歩行者、自転車の通行に際して危険な状況となっており、地元住民は強く早期の歩道整備を望んでおります。現在も大変危険な状況が続いているため、一日も早く地域住民が安全で安心して道路利用ができるように、歩道整備の早期完成を強く望みます。

以上、個別の取組についての意見を述べまして、本委員会に付託されました議案につきまして賛成いたします。

委員 長

署名委員

署名委員